

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年七月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>和光インター線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>和光市新倉七丁目九番一地先から 同市新倉七丁目八番十一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年七月四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年四月十五日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一〇六・〇六メートル</p>